

(令和 2 年 10 年 20 日開催)

建退共制度説明会 質問事項

資料 2 関係

1. ①就労実績報告作成ツールについて、システム自体のベースは何で作られていますか。
例えば、S 経由サーバーを使用しているシステムだと、ちょっと使えない状況になってくるので、ホームページ上に推奨環境が載っているかと思ったが、載っていなかったため。
- ②随時更新されるということですが、更新があった際には、ツールを開いた時に案内がでてくるのか。それとも 1 ヶ月に 1 回建退共ホームページにアクセスし、更新の確認をしていく状況になるのか。
バージョンアップがあった際に、ゼロからの入力になるのか、それともこのソフトウェア自体が上書きされていくような形で運用されていくのか、どちらなのでしょう。

回答

①スタンドアローン型のアプリケーションとなっており、建退共のホームページからダウンロードして、端末内で作業できます。動作環境は以下の通りです。

OS : Windows10

CPU : Intel Core i3 程度

メモリ : 4GB

その他 : Excel、PDF が開けること

※Mac やスマホではご利用いただけません。

②次回のバージョンアップは、試行的実施期間における不具合を修正したうえで、2021 年 3 月ごろを予定しております。更新した際は、建退共ホームページにてご案内いたします。また現在公開している就労実績報告作成ツールは 2021 年 5 月までの利用となっており、それ以降は使用できなくなります。それまでに新バージョンをダウンロードし、旧バージョンからデータの移行作業をしていただきます。(移行方法については、マニュアル等でご案内いたします)

2. 事務組合の組合員及び任意組合の一人親方を、組合としてはどう扱ったらよいのでしょうか。
おそらく電子と証紙の併用になると思います。

回答

事務組合の組合員及び任意組合の一人親方については、証紙貼付方式、電子申請方式を併用することが可能です。

なお、一人親方の具体的な利用方法については、現在、協議中であり、今後厚生労働省及び国土交通省の通達を踏まえ、あらためてご周知いたします。

3. 電子申請方式を利用している元請は証紙貼付方式の下請に対応してくれるのか。(退職金ポイントではなく、従来通り証紙を交付してくれるのか)

回答

今後、特に公共工事においては、証紙方式、電子方式ともに請求（報告）様式を統一していきます。このため、自社が証紙方式を採用していても、元請が電子申請方式を選択した場合は、その工事では掛金納付は原則全て電子申請方式となります。この場合において、元請からは証紙の代わりに、掛金充当書という建退共が発行する掛金納付の証明を交付することとなります。

4. 電子申請方式に変更する場合、各労働者のこれまでの貼付日数（手帳の途中まで貼付した分についても）は、どのような手続きをして、どこに反映されるのか。

回答

電子申請方式に変更した場合でも、引き続き共済手帳は使用します。250日分の証紙を貼付満了した場合もしくは手帳交付日から2年経過した場合に手帳更新手続きを行ってください。その段階で手帳に貼付された証紙枚数の実績はこれまで通り掛金納付実績として登録され、新しい手帳が発行されます。（詳しくは、「共済手帳の更新手続きが一部変わります！」をご覧ください。）

5. 建退共を電子とする場合は、建設キャリアアップシステムに加入する必要がありますか。

回答

建設キャリアアップシステムへの加入は必須ではありません。

6. 会社ごとのIDでのログインになると思いますが、ただいま現場担当者ごとで申請をしたりしているのですが、複数の現場管理者で申請をすることはかのでしょうか。

回答

電子申請は、共済契約と同様に1社に1IDを発行いたします。

このIDを受け取った方（建退共では統括管理者と呼びます）が、他の社員を追加で利用

者登録し、複数の方でご使用いただくことが可能です。また、利用者は組織（勘定と呼び

ます。）と工事をご登録いただくことで、それぞれにアクセス権を設定することができます。

7. 建退共の手帳は電子と証紙の両方であった場合は、手帳には電子分はどのような記載をすればいいでしょうか。証紙は貼らずに日付の判子だけを押す形ですか。

す。詳しくは建退共のホームページに掲載の操作説明書や説明動画をご覧ください。

回答

電子申請による掛金納付を行った場合は、自動的に当該被共済者の掛金納付実績として加算されますので、手帳への記載や消印等は必要ありません。証紙による掛金納付の場合のみ、手帳の貼付欄の番号順に貼付の上、消印を行ってください。

8. (別冊) P 4 の就労状況報告書を工事現場毎に作成するが、弊社の場合、個人の方からの請負で、一日で終わる工事が多くあります。
その場合は、報告書をそれぞれ作成すればよいのか、それとも民間工事で小さな工事になるので、〇〇工事他とまとめて作成してよいのか。

資料3 関係

回答

民間工事においては、まとめて作成していただいて構いません。

就労実績報告作成ツールを使用する場合は、デフォルトで表示される「自社工事」を選択することにより、1ヶ月分まとめて作成することが可能です。

9. 共済証紙受払簿について、電子ポイントと証紙で交付した場合は、この受払簿はエクセルか何かで、全部一緒に作らなければいけないということになりますか。
併用の場合どうなるのか。

回答

電子申請による掛金充当については、受払簿を作成する必要はありません。共済証紙購入・受払を行った場合のみ受払簿を作成していただきます。